

基調講演 2

韓国の被害者支援の現在と展望

演者 韓国法務部人権救助課検事
鄭由美氏

韓国法務部人権救助課検事
1996年ソウル大学校師範大学教育学科卒業。1998年司法試験合格。2001年司法研修院修了後、光州地検、南部地検の検事を歴任。2010年より現職に就任し、犯罪被害者保護、支援関連政策の樹立、犯罪被害者保護・支援関連法令制度の改定を担当。

（講演要旨）韓国は、法務省が被害者保護の中心的な役割をしているが、検察、警察、女性家族省、保健福祉省など様々な省庁・機関が政策を行っている。法務省が直接行っている主な保護支援制度は、犯罪被害者救助金制度（日本の給付金制度に相当）、心理治療施設「スマイルセンター」の運営、住居の支援、治療費の支援、花の配達専門「スマイル花園」の設立等就労支援など。また、韓国では、2010年に犯罪被害者保護基金法を制定して、罰金の4%を保護基金とし、被害者相談施設の支援等に当てている。（5%、6%に高めたい）

今後の施策として、財源の拡充、支援の規模の拡大、

そして、検察、警察、民間団体の関係者など被害者に接する現場で働く人たちの専門性の強化を挙げた。

（座長を務めた 慶応義塾大学法学部教授 太田達也氏のコメント）

韓国は、1987年の憲法改正時に、犯罪被害者の権利を憲法上の権利として規定。非常に先進的である。韓国の被害者支援の特徴は、被害者支援の中央官庁は法務省であり、民間被害者支援団体は保護法に基づいて被害者支援法人という特殊な法人格を与えられていること。

罰金の4%を保護基金として活用しているのは非常に大きい。

